

土地改良施設維持管理適正化事業（継続）

【3,603(3,714)百万円】

対策のポイント

土地改良施設の定期的な整備補修により施設の機能保持と耐用年数の確保を図るとともに、水田の生産調整に対応するための施設の整備改善を行います。

（土地改良施設の管理）

- ・ 土地改良事業により造成された施設（土地改良施設）は、施設管理者（土地改良区等）による適期的確な整備補修の実施によって、施設の機能が保持されています。
- ・ そのような中で、地域での転作の実施に伴う営農形態の変化に対応した合理的・効率的な水管理を実現するための施設の整備改善が必要となっています。

政策目標

適期的確な整備補修等による土地改良施設の適切な保全管理の推進

< 内容 >

1. 土地改良施設維持管理適正化事業

土地改良施設の定期的な整備補修のための資金造成（5年間）及び当該資金による整備補修（揚水機のオーバーホール、水門の塗装等）を実施します。

2. 施設改善対策事業

地域水田農業ビジョンに基づく生産調整の実効性を確立し、それに即した効率的な施設管理を実現するため、施設の整備改善（揚水機の変速機の設置、用排水路の整備改善等）を実施します（資金造成は3年間）。

< 事業実施主体等 >

1. 資金造成主体 全国土地改良事業団体連合会
2. 補助率 資金造成額の1/3
3. 事業実施期間 昭和52年度～平成24年度

[担当課：農村振興局企画部土地改良企画課（03-3501-3743（直））]